

お知らせ

平成26年度入札参加
資格審査申請(指名願)
の受付を行います

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日の1年間)に町が実施する建設工事、測量・建設コンサルタンツ、物品の購入(製造)、役務の提供等の一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり行います。

▼受付期間

1月15日(水)～
2月28日(金)

持参又は郵送してください。郵送の場合は当日消印有効とします。ただし、宅配便による場合は2月28日(金)必着とします。

▼有効期間

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日の1年間)

※なお、詳細については、町公式ホームページに掲載していますのでご確認ください。

▼提出・問い合わせ

技術監理課

☎893-1114

お知らせ

森林の土地の所有者
届出制度のお知らせ

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。

また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地

の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ

森林の立木を伐採する
ときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。

①自分で、あるいは請負によつて伐採する場合は、森林所有者

②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

講座・教室

浄化槽と水環境保全
講習会を開催します

清流仁淀川、このきれいな水を次の世代に残すのは、私たちの責任です。小型合併処理浄化槽は、下水道と同等の汚水処理能力があります。このような浄化槽と水環境保全について、講師に県環境検査センターの方をお招きし講習会を開催します。

浄化槽に対する質問やお悩み、設置をお考えの方、環境について興味のある方は、是非ご参加ください。

▼日時

1月17日(金)

19時から1時間半程度

▼場所

枝川コミュニティセンター
大会議室

▼参加料 無料

■問い合わせ

中央西福祉保健所

☎0889-22-1286

環境課

☎893-1160

